

専決処分の報告について

燕市税条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

燕 市 長 鈴 木 力

## 燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第9条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第9条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第14条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第6条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。